

玉名市玉名圏域定住自立圏共生ビジョン懇談会の組織及び運営に関する規則

(趣旨)

第1条 この規則は、玉名市附属機関の設置等に関する条例(平成27年条例第2号)第6条の規定に基づき、玉名市玉名圏域定住自立圏共生ビジョン懇談会(以下「懇談会」という。)の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(会長及び副会長)

第2条 懇談会に会長及び副会長各1人を置く。

- 2 会長及び副会長は、委員の互選によってこれを定める。
- 3 会長は、会務を総理し、懇談会を代表する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第3条 懇談会の会議は、会長が招集し、会長がその議長となる。

- 2 懇談会は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 3 懇談会の会議の議事は、出席委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(意見の聴取)

第4条 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者に会議への出席を求め、意見を聴くことができる。

(守秘義務)

第5条 委員は、職務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(庶務)

第6条 懇談会の庶務は、企画経営部企画経営課において処理する。

(その他)

第7条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、会長が懇談会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成28年4月1日から施行する。

(会議の招集の特例)

- 2 第3条第1項の規定にかかわらず、この規則の施行後及び玉名市附属機関の設置等に関する条例第5条第1項に規定する任期が満了した後最初に開く懇談会の会議については、市長が招集する。